

地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）について

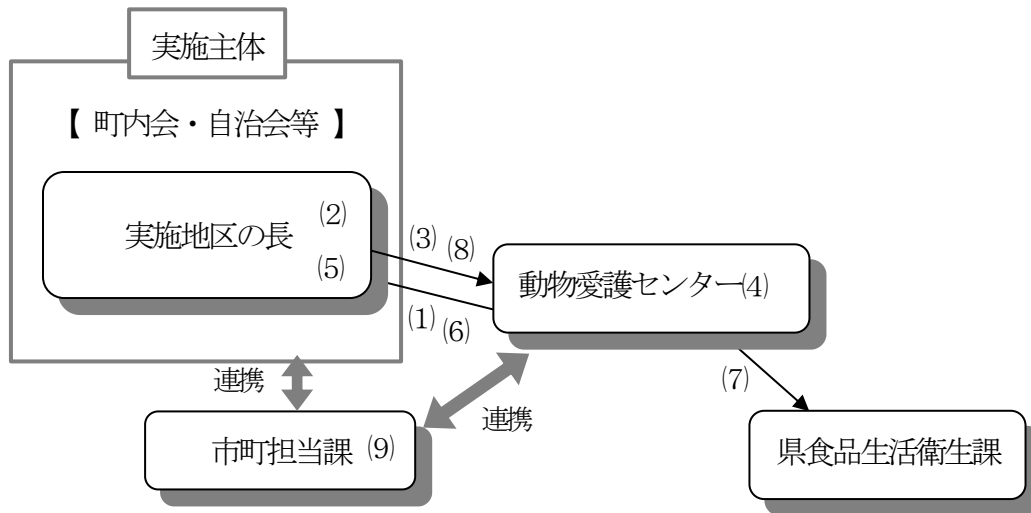
【制度の概要】

- 実施地区の長が必要な書類を提出し、広島県動物愛護センターから不妊去勢手術協力の承認を受けた活動地域を対象に、無料で不妊去勢手術を実施する。
- 広島県獣医師会との協働事業（不妊去勢手術の実施を広島県獣医師会に委託）の実施頭数はすでに上限に達したため、令和7年11月1日から当面の間、広島県動物愛護センターで不妊去勢手術を実施する。

【関係者の役割】

町内会・自治会等 (申請者)	・ 申請書を動物愛護センターに提出 ・ 動物愛護センターとの調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定） ・ 保護した地域猫を動物愛護センターへ搬入 ・ 手術実施後の地域猫を引き取り、元の場所へリターン ・ 動物愛護センターに「地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書」を提出
市町担当課 (連携・調整)	・ 町内会・自治会等及び動物愛護センターとの連携・調整
動物愛護センター (申請受理機関・手術の実施)	・ 申請書を受理・審査するとともに、町内会・自治会等へ「地域猫活動に係る不妊去勢手術協力承認通知書」を送付 ・ 動物愛護センターで手術を実施する旨を町内会・自治会等へ報告 ・ 町内会・自治会等との調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定） ・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」及び「写真添付票」に記載の地域猫と同一個体であることを確認の上、不妊去勢手術の実施（雄は右耳、雌は左耳の耳先をV字カット） ・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」に必要事項を記入し町内会・自治会等へ送付する。 ・ 不妊去勢手術の実施状況を県食品生活衛生課へ報告 ・ 各関係者との連携・調整

【不妊去勢手術の具体的な進め方（令和7年11月～当面）】



- (1) 動物愛護センターは、実施地区の長に動物愛護センターで手術を実施する旨を連絡する。
- (2) 実施地区の長は、動物愛護センターと調整し、不妊去勢手術実施スケジュールを作成するとともに、猫の搬入日時、その他必要な事項を決定する。
- (3) 実施地区の長は保護した地域猫を動物愛護センターに搬入する。なお、地域猫を保護できず、指定された日時に搬入できない場合は、速やかに動物愛護センターに連絡しなければならない。
- (4) 動物愛護センターは、不妊去勢手術を実施する際、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳（別記様式第3号）」及び「写真添付票（別記様式第3号の2）」に記載の地域猫と同一個体であることを確認すること。なお、オスは右耳、メスは左耳の耳先をV字カットする。万が一、同一個体と判断できなかった場合、動物愛護センターは実施地区の長に事情を確認するものとする。
- (5) 実施地区の長は、不妊去勢手術実施後、地域猫を引き取り、保護した場所に戻す。
- (6) 動物愛護センターは、不妊去勢手術実施後、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）（別記様式第3号）」に必要事項を記入し実施地区の長に送付する。
- (7) 動物愛護センター所長は、1か月ごとの手術頭数を集計し、県食品生活衛生課に報告する。
- (8) 実施地区の長は、承認された地域猫活動に係る不妊去勢手術を全頭完了した場合は、遅滞なく動物愛護センター所長に「地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書（別記様式第5号）」を提出する。
- (9) 実施地区の長及び動物愛護センターは、不妊手術の実施にあたっては、市町担当課と十分連携して調整・協議等を行うものとする。